

平成22年度 第1回

新宿区情報公開・個人情報保護審議会会議録

平成22年5月19日(水)

新宿区 区長室 区政情報課

午後 2時00分開会

【区政情報課長】それでは、定刻となりましたので、ただいまから平成22年度第1回新宿区情報公開・個人情報保護審議会を開会いたします。

本日は、皆様、お忙しいところ、ご出席いただきありがとうございます。

ただいまから、新宿区情報公開・個人情報保護審議会委員の委嘱式を開始させていただきます。

私、本日の進行を務めます区政情報課長の橋口と申します。よろしくお願いいたします。

最初に、皆様方に情報公開・個人情報保護審議会委員の委嘱状の交付を行います。

区長から委嘱状を交付させていただきます。皆様におかれましては、自席にて委嘱状を受けいただきますようお願い申し上げます。では、区長、よろしくお願いいたします。

寄本勝美様、よろしくお願いいたします。

【区長】委嘱状。寄本勝美様。新宿区情報公開・個人情報保護審議会委員に委嘱します。委嘱期間 平成22年5月1日から平成24年4月30日まで。平成22年5月1日 新宿区長 中山弘子。どうぞよろしくお願いいたします。

【区政情報課長】山口邦明様

【区長】委嘱状。山口邦明様。以下同文ですので省略させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【区政情報課長】森岡泰弘様

【区長】委嘱状。森岡泰弘様。以下同文ですので省略させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【区政情報課長】赤羽つや子様

【区長】委嘱状。赤羽つや子様。以下同文ですので省略させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【区政情報課長】ひやま真一様

【区長】委嘱状。ひやま真一様。以下同文ですので省略させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【区政情報課長】川村のりあき様

【区長】委嘱状。川村のりあき様。以下同文ですので省略させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【区政情報課長】鈴木豊三郎様

【区 長】委嘱状。鈴木豊三郎様。以下同文ですので省略させていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

【区政情報課長】鱒沢信子様

【区 長】委嘱状。鱒沢信子様。以下同文ですので省略させていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

【区政情報課長】福西七重様

【区 長】委嘱状。福西七重様。以下同文ですので省略させていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

【区政情報課長】久保雅延様

【区 長】委嘱状。久保雅延様。以下同文ですので省略させていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

【区政情報課長】井上俊也様

【区 長】委嘱状。井上俊也様。以下同文ですので省略させていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

【区政情報課長】山村利枝様

【区 長】委嘱状。山村利枝様。以下同文ですので省略させていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

【区政情報課長】続きまして、中山区長からごあいさつを申し上げます。

区長、お願ひいたします。

【区 長】皆さん、こんにちは。改めまして、どうぞよろしくお願ひいたします。

新宿区情報公開・個人情報保護審議会委員の委嘱に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

皆様におかれましては、日ごろから新宿区政の推進のためにご指導、ご尽力をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

本日、委嘱いたしました委員の皆様には、平成24年4月30日までの2年間にわたりこの審議会委員としてご尽力をいただくわけですが、公私ともご多忙のところ、快くお引き受けいただきましてまことにありがとうございます。

この審議会は、情報公開制度と個人情報保護制度という2つの制度の運営に関しまして、審議やご助言をお願ひするものでございます。

当区の情報公開制度は、現在の情報公開条例の前身であります公文書公開条例の施行から

24年目を迎えております。また、個人情報保護制度につきましても、途中平成17年の全部改正を経て20年目に至っております。

新宿区におきましては、これらの2つの制度の趣旨にのっとり、区政の透明性を高めて適正な区政運営を心がけているところでございますが、委員の皆様のご指導とご協力を得まして、さらによりよい制度としてはぐくんでまいりたいと考えております。

どうか、委員の皆様にはぜひとも忌憚のないご意見をいただきまして、この審議会を実りあるものとしていただきますことを心からお願い申し上げまして、まことに簡単ではございますが私のごあいさつといたします。

皆様、大変お忙しい中を、この審議会の諮問案件大変多く、お時間もいただくことと思えます。なにとぞ、どうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

【区政情報課長】次に、本日は初顔合わせとなりますので、委員の皆様方につきまして私のほうからご紹介をさせていただきます。

まず、学識経験者の委員としまして寄本委員です。

【寄本委員】寄本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【区政情報課長】山口委員です。

【山口委員】山口です。よろしくお願いいたします。

【区政情報課長】森岡委員です。

【森岡委員】森岡です。どうぞよろしくお願いいたします。

【区政情報課長】次に、区議会議員選出の委員としまして、赤羽委員です。

【赤羽委員】赤羽と申します。よろしくお願いいたします。

【区政情報課長】ひやま委員です。

【ひやま委員】ひやまです。よろしくお願いいたします。

【区政情報課長】川村委員です。

【川村委員】川村です。よろしくお願いいたします。

【区政情報課長】次に、区内団体関係者といたしまして、鈴木委員です。

【鈴木委員】鈴木でございます。

【区政情報課長】鱒沢委員です。

【鱒沢委員】鱒沢です。よろしくお願いいたします。

【区政情報課長】福西委員です。

【福西委員】福西です。よろしくお願いいたします。

【区政情報課長】久保雅延委員です。

【久保（雅）委員】久保です。よろしくお願いします。

【区政情報課長】それから、区民委員としまして、井上委員です。

【井上委員】井上でございます。よろしくお願いします。

【区政情報課長】山村委員です。

【山村委員】山村でございます。よろしくお願いいたします。

【区政情報課長】続きまして、事務局職員を紹介させていただきます。中山新宿区長です。

【区 長】皆さん、今回お世話になります。よろしくお願いいたします。

【区政情報課長】寺田区長室長です。

【区長室長】寺田でございます。よろしくお願い申し上げます。

【区政情報課長】中山広報係長です。

【広報係長】よろしくお願いいたします。

【区政情報課長】臼井情報公開主査です。

【情報公開担当主査】臼井です。どうぞよろしくお願いいたします。

【区政情報課長】野島主任です。

【主 任】よろしくお願いします。

【区政情報課長】そして、私、区政情報課長の橋口と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、ここでこの情報公開・個人情報保護審議会の概要を私のほうから簡単に説明させていただきます。今回、事前にお送りしました資料1というA4判の1枚の紙をごらんいただけますでしょうか。時間の関係もありますので、簡単にご説明をさせていただきます。

本審議会につきましては、1、設置目的。情報公開制度と個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るためという形になっております。所掌事務は（1）から（5）までの5点となっております。

3の構成及び任期につきましては、委員の構成は学識経験者が3人、区議会議員が5人、区内各種団体構成員が5人、区内に居住する方、公募の委員ですね、が2人、以上の15名となっております。委員の任期は2年となっております。

4．会議。審議会は過半数の委員の出席で成立するという形になっております。議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長が決することとなっております。

5．会議の公開。審議会の会議は公開となっております。ただし、審議会が不相当と認めるときは非公開とすることができます。

6. 守秘義務。審議会の委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならないという形になっております。また、それにつきましては、その職をひいた後も同様となっております。

7. 開催予定です。年度中、一応8回の予定となっております。

以上が、この審議会の概要となっております。よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、新宿区情報公開・個人情報保護審議会委員の委嘱式を終わらせていただきます。

続きまして、第1回目の審議会に移らせていただきます。

なお、申しわけございませんが、区長は所用がございますので、ここで退席をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

【区長】 それでは、皆様、どうぞよろしくお願いいたします。失礼します。

【区政情報課長】 それでは、引き続き、第1回の審議会を開会させていただきます。

本日の次第をごらんいただけますでしょうか。まず、委員の皆様で会長、副会長をお選びいただくという形になっております。それまでの間、私がいましばらく進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、早速、議事に入らせていただきます。

まず、会長を選んでいただくこととなりますが、審議会条例の第4条によりますと、会長は委員の互選によることとなっております。進行につきましていかがいたしましょうか。

〔「事務局一任」と呼ぶ者あり〕

【区政情報課長】 ただいま、事務局一任という声がございましたが、事務局が会長の互選の進行をさせていただくということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【区政情報課長】 ありがとうございます。そのとおり進めさせていただきます。

最初に会長の互選ですが、会長は会務を総理し、審議会を代表するポストとなっております。会長につきましては、4月までこの審議会の会長を務めていただき、また、これまで新宿区の情報公開制度や個人情報保護制度づくりにご尽力いただき、そして、この制度について高い識見をお持ちの寄本委員にお願いしてはどうかと思っておりますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【区政情報課長】 異議なしとのお声をいただきました。ご賛同いただける方は拍手をもってご

承認をお願いいたします。（拍手）

ありがとうございます。

それでは、寄本委員に引き続き会長をお願いすることに決定させていただきます。

寄本委員は会長席のほうにお移りいただけますでしょうか。お願いいたします。

続いて、副会長の互選についてになりますが、進行は会長のほうにお願いしたいと思えます。よろしくをお願いいたします。

【会長】それでは、私のほうで司会をさせていただきます。

副会長の互選につきましては、私のほうで進行いたします。副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときにはその職務を代行する重要な役目でございます。この4月まで副会長をされ、また、個人情報保護制度等につきましては高い識見をお持ちであり、法律の専門家でもいらっしゃる山口委員に引き続きお願いしたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【会長】どうもありがとうございました。それでは、山口さん、どうぞ、副会長をよろしくをお願いいたします。

【区政情報課長】それでは、ここで会長、副会長から一言ごあいさつをお願いいたします。

【会長】ただいま会長に選任されました寄本でございます。

長い間、このポストを務めさせていただいておりますけれども、至らなくて申しわけなく思っております。

この制度につきましては、私、日ごろから思うところが幾つかございます。例えば新宿区政におきましても順調に進んでいる場合もあるんですけれども、場合によっては、その制度の趣旨と反したような使われ方をするときが時々ございます。私的には私利私欲と申しますか、私利私欲という言葉が当たっているかどうかわかりませんが、そういったために制度を使われてしまいまして、当事者の方、大変ご苦労されたということがございます。

それからまた、私はいつも思うんですけれども、これは個人的な意見でございますが、この情報というのは保護するというのももちろん大事でございます。それと同時に、場合によっては、自分の情報について知ってもらいたいというときもあると思うんです。知ってもらいたいというときもあると思えます。

私は、ある難病にかかっておりまして、こうやって皆さんにお話をすることが余りよくあ

りません。でも、初めのころは恥ずかしくて余り人に言えませんでした。今は、むしろ知ってもらったほうがはるかに気が楽であって、外出する時でもかえってこのほうが良いという場合があります。

ですから、問題によりけりですけれども、私たちは保護をすることに第一の責任を持つことはもちろんでございますけれども、行政の方、場合によってはそれを知ってもらって、その人の権利とかそういったようなものを皆さんのご協力によって、よりよい状態にするといったこともまた必要ではないかと思っております。

いずれにいたしましても、これは非常に重要な制度でございます、いろいろと問題があるんですけれども、長い目で見て少しでもよりよい状態に持っていくということは、皆さんとともに私の願いでもありますけれども、しかし、それには努力をしなければならないわけでございます、私たち自身がそのかじをとっていかなければとも思っております。

何分、微力ですけれども、どうかよろしく願います。

それから、山口副会長に次のごあいさつをいただきたいと思えます。

【副会長】副会長に選任されました山口でございます。会長を補佐して、できるだけ議事がスムーズに進むように協力いたしますので、皆さんもどうぞよろしく願います。

【区政情報課長】ありがとうございました。

以上で、事務局の進行を終わらせていただきます。

それでは、寄本会長、どうぞよろしく願います。

【会長】はい。

それでは、私のほうで進行役を務めさせていただきます。

本日の予定につきまして、事務局のほうからご説明をお願いいたします。

【区政情報課長】まず最初に……、今、久保委員がお見えになりましたので、ご紹介いたします。久保委員、よろしいでしょうか。

【久保（合）委員】民主党の久保です。よろしく願います。

【区政情報課長】それでは、本日のご予定を説明する前に、まず、ご確認をいただきたい事項が1つございます。新宿区では、平成15年10月から附属機関の会議概要につきましてホームページに掲載することとしております。本審議会につきましても平成15年度当初から会議概要を掲載し、平成19年度からは会議録についてもホームページに掲載しております。また、皆様のお手元にお配りしてあります委員名簿につきましても、これまでと同様に審議会のホームページに掲載をさせていただきたいと考えております。この点について再度

ご確認をいただければと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【区政情報課長】はい。それでは、本日、事前にお送りしました資料ですけれども、資料1の新宿区情報公開・個人情報保護審議会の概要から資料14の児童・生徒体力テストの集計・分析処理業務委託までの14件となっております。また、机上に配付しました資料としまして、審議会の委員名簿、審議会の年間日程、情報公開事務の手引き、個人情報保護事務の手引きとなっております。

このうち、資料1につきましては先ほどご説明をさせていただきました。また、本日の審議会の日程につきましてですけれども、一応、先ほど8回というふうに申しましたけれども、予備日としまして第9回目というのも一応とってあります。きょう、第1回目が5月19日、以降、第2回目が6月1日。それから、一応第9回までの年度分の会の予定となっております。よろしく願いいたします。

これらの審議、今回お願いしたいわけですが、新しく委員になられた方もいらっしゃいますので、今回審議をお願いする前に情報公開制度について制度の概要をちょっと説明させていただきたいと思います。

また、今年度新たに委員になられました方につきましては、机上に住所と生年月日をご記入いただく用紙を置いてあります。こちらにつきましては源泉徴収票の作成に当たり必要でございますので、お帰りの際に担当の職員にお渡しをいただきますよう、お願いいたします。

また、資料5の東京電子自治体共同運営電子申請サービスに係る委託先の変更については、報告事項となっておりますけれども、資料4の情報セキュリティポリシーの説明者をご説明いたしますので、説明の順序を最初にさせていただきます。

また、本日の審議会及び次回の6月1日の審議会につきましては、年度初めですけれども事業開始が非常に多いということで審議案件が多くなっております。大変申しわけございませんが、ご審議のほどよろしく願いいたします。

資料につきましては以上です。

【会 長】はい、ありがとうございました。

何かご質問ございましたら、どうぞよろしく願いいたします。どうぞ、ご質問、ご意見ございましたらご自由にお願いたします。よろしいですか。

それでは、早速審議に入りたいと思います。

【区政情報課長】会長、すみません。その前に資料2と3の説明だけ簡単にちょっとお願いさせていただけますか。

【会長】どうぞ。

【区政情報課長】資料2の新宿区における情報公開制度の概要をごらんいただけますでしょうか。これにつきましては、今まで委員の方はよくおわかりのことと思いますけれども、新しく委員になられた方もいらっしゃると思いますので、基本的に情報公開制度としては、新宿区は区が持っているすべての情報を原則として公開という形になっております。その中で例外として公開しない情報として、その資料2の6というところでは、公開しないことができる情報ということで、法令秘に該当するもの、個人情報、そういったものなど6種類が規定をされております。

なお、公開請求をされた情報にこれらの非公開情報がある場合において、その部分を容易にかつ請求の趣旨を損なわない程度に合理的に分離できるとき、そういうときはその部分を除いた部分公開をすることができるということになっております。

そして、情報の公開・非公開決定に不服のある場合につきましては、行政不服審査法に基づく不服申立てをすることができ、区は不服申立てを受けた場合は当該決定を取り消すとき、及び当該不服申立てが明らかに不適法であるときを除き、情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならないということになっております。

情報公開制度は、先ほど区長も申しましたように昭和62年4月に公文書公開制度として実施していたものを、平成13年10月から全面的に変更したものとなっております。

なお、その後、独立行政法人関係及び地方独立行政法人関係の規定整備や個人情報保護条例の全部改正に合わせた規定整備などを行っております。

続きまして、資料3です。新宿区における個人情報保護制度の概要のほうをごらんいただけますでしょうか。

現在の個人情報保護条例では、区の個人情報の取扱いを規定するとともに、自己情報の開示、訂正、及び利用停止の請求権を規定しております。

個人情報とは、ここに書いてありますように個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの、また、他の情報と照合することによって、それにより特定の個人を識別することができるものも含むという形になっております。

そして、保有個人情報とは、実施機関の職員が職務上作成し、または取得した個人情報で

あって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして当該実施機関が保有しているものをいうとなっております。ただし、公文書、新宿区の情報公開条例の第2条第2号に規定する公文書につきましては、それに限るものとされております。

また、開示請求等の対象となるものは、この保有個人情報という形になっております。

新宿区の個人情報保護制度につきましては、平成17年4月1日からは実施機関に区議会も入っております。

また、区の個人情報の取扱いとして、個人情報の収集原則、業務登録、正確性や安全保護、目的外利用制限……

【久保（合）委員】課長、すみません、説明はページとどこかを指示して言っていただきたいと思います。

【区政情報課長】すみません。こういった取扱いという形が決まっておりますけれども、そのうちこの審議会で特に議論していただくものが業務の登録ですね。あと、目的外利用制限、そういったもの、2ページになります。5番の業務登録。それから、6番の目的外利用、それから、7番の外部提供の制限。それから8番、業務委託等に伴う措置、9番、電子計算機による処理、それから、10番の電子計算機の結合。そういったものにつきまして当審議会で議論をしていただくという形になっております。

それから、最後、5ページをごらんいただきたいんですけども、19ということで苦情処理というのが個人情報保護制度の中で決められております。これは、実施機関では実施機関における個人情報の取扱いに対する苦情と、事業者における個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めるということを明確にしたものとなっております。

以上、個人情報保護制度の全体につきましては区政情報課が所管をしておりますけれども、この苦情処理のうち事業者の個人情報の取扱いに関する苦情につきましては、消費生活センターというところが基本的な窓口となっております。

それから、21に罰則というのがあるんですけども、これが平成17年の条例改正で一番大きく変わったところなんですけれども、正当な理由がないのに個人情報を提供した場合等についての罰則というものが、平成17年に導入をされております。

ちょっと読ませていただきます。（1）職員等、受託業務従事者等、指定管理業務従事者等または派遣労働者等が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイルを提供したときは、2年以下の懲役または100万円以下の罰金に処す。

個人の秘密に属する事項が記録された保有個人情報を提供したときは、1年以下の懲役

または50万円以下の罰金に処す。その業務に関して知り得た保有個人情報を自己もしくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、または盗用したときは、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処す。

(2) 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画または電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処す。

(3) 偽り、その他不正の手段により開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処す。

(4) 受託業務者または指定管理者としての業務を行う法人または人の業務に関して、その法人の代表者または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者が、第43条または第44条の違反行為を行ったときは、その行為者を罰するほか、その法人または人に対しても各本条の罰金刑を科するとなっております。

こういった個人情報保護制度、罰金制度もあるという非常に厳しい条例の内容となっております。

以上、簡単ですが、新宿区の個人情報保護制度の概要です。よろしくお願いいたします。

【会長】ありがとうございました。

初めて委員になられた方には、まだちょっとついていけないところがあるかもしれませんが、どうぞ、ご質問、ご意見ございましたらよろしくお願いいたします。どうぞ。

はい、どうぞ。

【久保(合)委員】今、説明をいただいた2枚目というか、個人情報保護制度の概要の5ページなんですけど、罰則というのがあって、(1)のその中の、長くなりますけれども読ませてもらいますけれども、ここだけは特に違うと思うんですが、自己もしくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、または盗用したときは云々というんですけれども、ここだけはほかと大体同じような罰則ではなくて重くすべきだという感じを持ってずっと来たんですけれども、その点についてはどのように説明されますか。

【区政情報課長】この規定につきましては、新宿区の個人情報保護条例の44条という形になっておりますけれども、これにつきましては平成17年にこれを改正するに当たり本審議会でも改正案についてご議論をいただいた形でこういう形に決まっている、また、議会の議を経て決まっているものという形になっております。

今、久保委員から、より厳しくするべきではないかというご意見をいただいたんですけれども、一つの課題として今後また何かのときに当審議会でご議論をいただければというふうに考えております。

【久保（合）委員】はい、結構です。

【会 長】はい。ほかにございましたらどうぞ。

はい、どうぞ。

【副会長】今の思いつきなんですけれども、これは は個人情報ファイルというやつで、何か文書にまとめたものを意味しているんじゃないかと思うんですよね。2番目と3番目は、単なる保有の個人情報、ファイルでなくても多分個人情報を文書そのものではなくても、口頭でも教えたりとか何かそういうようなことを言っていたんじゃないかな。よくわかりませんが、多分、には個人情報ファイルと書いてありますよね。だから、多分、ファイルというのはこう何かまとめた文書の塊みたいなことをあのときに決めたんじゃないかなという記憶がするんですが。ちょっと不正確ですみません。

【井上委員】については、ほかに例えばこれ公務員の場合は贈収賄とかにかかわってきますので、ほかの法令とか条例にもかかわってくるということで、今、久保委員のほうからお話あったとおり実質的には厳しい、ほかの や よりも厳しいペナルティがあるということでこういうふうになったと聞いております。

【会 長】はい、どうぞ。

【久保（合）委員】すみません、議会にもかかわる議員でいながらこういう質問してはいけないんですけれども、不勉強で。だから、やっぱりこのだけはちょっとね、性格の違うもので、やっぱり「自己もしくは第三者の不正な利益を図るとか、あるいは盗用するとか」と、ほかの部分とはちょっと違う重さがあるように思ったので言わせてもらいました。事務局のほうで今後の参考とするというふうに言っていたから、これで結構です。

【会 長】ほかにございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【会 長】はい。

それでは、制度の概要につきましてはその辺で。

【区政情報課長】それでは、引き続いて資料4の情報セキュリティポリシーについてのご説明をさせていただきますよろしいでしょうか。

【会 長】資料4の「情報セキュリティポリシーについて」、情報政策課長さんからご説明

いただきます。どうぞ。

【情報政策課長】はい。情報政策課長の赤堀でございます。よろしく申し上げます。着席させていただきます。

では、資料4をごらんいただきたいと思います。

私ども、情報の保護を情報システム面からどう取り組んでいるか、簡単にご説明をしたいと思います。

ご存じのとおり、区は区民の皆様の個人情報を含むたくさんの情報を収集し、業務、区民サービスに活用しております。コンピュータまたネットワーク等を使って大量に処理をしておりますので、ハッカー、コンピュータウイルス、不正アクセスなどにより情報の漏えい、それから、改ざんなどの脅威にさらされております。

こうした脅威から区の情報資産を守り、区民の皆様方の財産、情報、プライバシーの保護の万全を期する必要があるがございます。私どもは情報セキュリティポリシーを定めて、全庁を挙げて情報の保護に取り組んでおります。

2番の情報セキュリティポリシーでございますが、平成15年8月25日に定めたものでございます。これは、区の情報資産に関する情報セキュリティ対策につきまして、総合的、体系的に、かつ具体的にまとめて文書化したものでございます。

下の図にございますが、情報セキュリティ規則、それから情報セキュリティ対策基準、これをまとめまして情報セキュリティポリシーと申しております。この規則と基準により庁内の体制、組織、対策、研修訓練等を定めております。

なお、この2つのポリシーのもとに各課の手順でございます情報セキュリティ実施手順を定めており、各課が適切に対応をしているところでございます。

具体的な対策でございますが、2ページをお開きいただきたいと思います。体制でございますが3でございます。区では、情報化統括管理者といたしまして副区長を任命しております。そのもとに総合政策部長がネットワーク管理者、各部の部長が統括情報セキュリティ責任者、それから、各課の課長が情報セキュリティ責任者というふうに定めまして、セキュリティ対策の役割、権限、責任を明確化して取り組んでおります。

最後に4番の具体的なセキュリティ対策でございますが、これは規則、対策基準で定めておりますが、主に3点、物理的、それから技術的、人的な対策という大きな3つのジャンルで取り組んでおります。

物理的にと申しますと、私どもの8階に非常にたくさんのコンピュータ、サーバ等が置い

てありますが、その部屋に入るにはＩＣカード、監視カメラによりまして入退室の管理をしております。それから、地震等に対しましては免震床、防災監視盤等、震災対策に万全を期しております。

それから、（２）の技術的対策でございますが、ここでございますようにいろいろやっておりますが、特に、下から２番目、コンピュータウイルス対策でございますが、ウイルス対策ソフトにつきましては定期的に迅速に更新しております。また、全庁にたくさんの各課のコンピュータがございますが、それに対してもウイルスソフトを配付してウイルス対策に取り組んでおります。

それから、３番の人的対策でございますが、物理的な対策としましても使うのは人間でございますので、人間が適切に運用できるような対策をとることが大事でございます。

私ども、新規採用、また全庁各課の担当者へのセキュリティ研修を毎年実施しております。また、セキュリティニュースを毎日発信して注意喚起に努めております。それから、内部監査、各課の自己チェック、リスク分析等も毎年定期的にも実施しております。

以上によりまして、総合的にセキュリティ対策をとっております。手前みそになりますが日経新聞が本年１月、住民情報安全度調査というのをやっております、新宿区は全国で第５位という非常に高い順位で評価をいただいております。

これに慢心せず、このセキュリティポリシーに基づきまして区民の皆様方の個人情報、財産、プライバシーの保護に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

【会長】ありがとうございました。

ただいま、情報公開制度、個人情報保護制度、情報セキュリティポリシーの３点につきましてご説明をいただきました。これからの諮問・報告事項の審議におきましては、この制度を踏まえておく必要があると思いますので、委員の皆様、ご質問ございましたらご自由にお願ひしたいと思ひます。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【会長】それでは、質問がございませんので、次の項目に入らせていただきます。

それでは、早速審議に入りたいと思ひます。本日は、審議案件が多くなっております。説明される方は資料を読み上げるのではなく資料の要点を説明していただき、必要に応じて補足を加えていただくようお願いいたします。

次第に沿って進めてまいります。資料５「東京電子自治体共同運営電子申請サービスに係

る委託先の変更について」でございます。それでは、早速でございますけれども、ご説明
お願いいたします。どうぞ。

【情報政策課長】東京電子自治体共同運営電子申請サービスに係る委託先の変更でございます。
なお、このサービスにつきましては、平成16年12月から運用しておりまして、平成16年の
第7回の当審議会で諮問いたしましてご了承いただいている案件でございます。

今回は、サービス委託先が変更になりましたので、その変更のご報告でございます。

2ページ目をお開きいただきたいと思います。このサービスでございますが、東京都内の
都・市区町村57団体で構成いたしております協議会のもとに57団体で一つのサービスシス
テムを構築しまして、それを共同利用して区民の皆様方、また事業者がお使いになる電子
申請、このサービスを提供しているものでございます。

事業内容は今申し上げましたとおりでございますが、今回、16年12月から運用しておりま
すシステムでございますが、3月末で契約期間が満了いたしました。本年の4月1日から
新しいシステムに移行し、事業者につきましては、NTT東日本を代表とする企業体から、
日本電気株式会社に変更となりました。それが報告内容でございます。

6年前のことなので、簡単に次ページ以降の資料の説明をさせていただきます。3ページ
をごらんいただきたいと思います。事業名、委託先、委託先は申し上げたとおりです。情
報項目でございますが、お手元の5ページ目、6ページ目でございますような情報、手続
についてはこちらにございます45手続がございまして、こちらの表にございます情報を区
民の方々が提供されて、具体的な電子申請のサービスをお受けになっていらっしゃいます。

3ページに戻っていただきます。委託理由でございますが、これは共同運営のメリットと
しましては、各区ごとにシステムをつくるよりはコストが低減できる。それから、人件費
も節減できる。それから、セキュリティについても高いレベルで確保ができるという。安
定的なサービスが実現できるということで、共同で運営することがメリットでございます
ので、共同設置してこの事業体に委託をするということでございます。

なお、4ページ目にこのシステムの全体像が書いておつけしてございますが、この真ん中
辺に共同運営センターというのがございますが、こちらのシステムが今回委託をしてサー
ビスを実施しております部分でございます。

3ページ目にお戻りいただきまして、委託内容については、こちらのようなシステムの構
築から運用、それからさまざまなサポートサービス、そういったものについて委託をして
まいります。

開始については、4月1日からです。

なお、情報保護対策につきましては、セキュリティポリシーを協議会で策定しておりますが、それとあわせて区のセキュリティポリシー、区の個人情報保護条例を遵守するといったことを、契約に当たりましては遵守を求めています。

お手元の資料の7ページ目、8ページ目です。契約上の特記事項としましてつけてございますが、こういったものを契約の条件としてこの事業者と契約をして開発をし、またサービスを受けているところでございます。

毎年、利用者の方も伸びておりますので、引き続き安定したシステムの運用をしていながら、利便性の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

【会 長】はい、ありがとうございました。

では、どうぞ、ご質問ございましたらよろしくお願いいいたします。はい、どうぞ。

【川村委員】川村です。今、ご報告をいただいたんですが、そうすると、NTT東日本と契約していた際と、今回のNEC、日本電気株式会社のほうに委託先を変更した際の特記事項と、ここの内容については従前と変更があるのかなのかという点と、あともう1点、委託先が変わったわけなんですけれども、当然ハードとかは変わらないわけなんですけれども、手順、その他内容ですね、そういうものについては今までどおりのものなのか、それとも何らか変わるような内容なのか、その点、お伺いしたいと思います。

【会 長】はい、どうぞ。

【情報政策課長】特記事項は変更ございません。

それから、システム面についてでございますが、あくまで全く新しく再構築を新規でしております。具体的には、それに伴いまして基本的な申請の流れ自体については変更するものではございませんけれども、新しくさまざまな便利な機能を付与しております。例えば携帯電話から申請ができるようにするとか、それから、本来は利用者登録しなければならないんですが、しなくてもできるような簡易なシステムにするとか、さまざまな利便性を高めるような機能を付加して、今までよりもさらに高機能なシステムにつくりかえております。

【会 長】はい、よろしいですか。ほかにございましたら、どうぞ。

はい、どうぞ、久保委員。

【久保（合）委員】この報告事項の内容以前の問題なんで恐縮なんですけれども、2ページ目

にある概要なんですが、この4番目に対象者ということがあって、新宿区民ほかと。やっぱり対象者ですから厳密にしなければいけないので聞いておきたいんですけども。課長は、説明の中では区民、区民とおっしゃっているんです。

今、自治基本条例を2年かけて一生懸命新宿憲法だということをつくろうとしていますが、その中で区民というのは大抵新宿区に住み、働き、学び、そして活動する人という4つの範疇の人を区民と呼ぼうと、区民にしようということで早晚決まるであろうと思うんですが、ここで新宿区民といているときは住民だけを指すのかどうか、それから、ほかと書いてあるのはどういう意味なのか、そこら辺を説明してください。

【会 長】はい、どうぞ。

【情報政策課長】個々のサービスを見てまいりますと、特に区民に限らなく申し込みができるものがございますので、区民の方以外にもご利用に供しておりますので、そういった意味で区民ほかと。

【会 長】はい。

【久保（合）委員】そこで、新宿区民というのは原則として住民を指しているのか否か。

【会 長】はい、どうぞ。

【情報政策課長】新宿区に住民登録のある方、それから、それ以外の住民登録のない他区、他自治体に住民登録のある方、それを含めたものでございます。

【会 長】はい。

【久保（合）委員】細かいことで恐縮ですけども、今の課長の説明だったら全国民あるいは外国人も含まれるということになりますけれども。新宿区民と書いて。住民登録以外の人すべてというなら全員でしょう、対象は。そういう不明確な対象でいいんですか。

【会 長】はい、どうぞ。

【情報政策課長】失礼しました。先ほど申し上げたように、外国人の方でも利用申請ができるサービスがございますので、新宿区に住民登録のある方、それから外国人登録のある方、それから新宿区以外にお住まいの方、すべて対象になるものがございますので、それを総称いたしまして対象と考えております。

【久保（合）委員】はい、結構です。

【会 長】はい、ありがとうございました。

ほかにございましたら、どうぞ。よろしいですか。

では、本件は、了承ということでよろしいでしょうか。

{「はい」と呼ぶ者あり}

【会長】どうもありがとうございました。

ご報告をいただいて了承する場合は了承でして、諮問を受けた場合には承認ということになります。

それでは、資料6にまいります。「(仮称)新宿区自治基本条例区民アンケートについて」でございます。どうぞ、ご説明よろしく願いいたします。

【企画政策課長】企画政策課長でございます。

それでは、(仮称)新宿区自治基本条例区民アンケートについて、諮問と報告の2つの事項がございますのでご説明させていただきます。

2ページをお開きいただきまして事業の概要でございますが、新宿区自治基本条例区民アンケートでございます。これを新宿区自治基本条例を制定するに当たりまして年齢、職業など多様な形で区民から意見を聴取することができるということで、意見収集を目的としているものでございます。また、こちらには、日本国籍を有する区民だけではなくて、長く新宿区に住所を有する外国人の方、永住者の方も対象にすることで、新宿区という特性をとらえた意見を収集するというものでございます。

実施の予定でございますが、6月に調査票の発送と回収、7月上旬に単純集計と速報版の発行、9月末にクロス集計の結果も加えまして報告書を発行していく予定でございます。

アンケートの方法ですが、郵送によるものでございます。返送先は総合政策部企画政策課としているものでございます。

抽出の方法でございますが、永住資格、特別永住を含みまして有する外国人の中から住民登録者と合わせまして、基準日における18歳以上、2,500名程度を無作為抽出するというものでございます。

その他、生年月日、性別、在留資格、国籍は統計的分析のために利用するといったものでございます。

なお、こちらのものでございますが、同様のものを区民討議会というのを実施する際に当たりまして、平成21年度の情報公開・個人情報保護審議会の第8回目でございます22年2月2日のときに同様に諮問・報告事項としてさせていただいたものでございます。

次に、3ページをごらんください。こちらが諮問事項でございます。 (仮称)新宿区自治基本条例区民アンケート協力依頼者を抽出するための外国人登録簿の個人情報の目的外利用についてでございます。

保有元ですが、戸籍住民課の外国人登録業務で扱っております外国人の居住関係及び身分関係を明確にするための登録原票及びホストデータでございます。

利用先といたしましては、私どもの企画政策課でございまして、新宿区の自治の基本理念、基本原則を明らかにするための条例を制定するためでございます。

記録媒体は、文書及び帳票、電子データでございます。

目的外利用を行う理由でございますが、アンケートを実施するに当たりまして条件に該当する区内の外国人に協力を依頼するためでございます。

目的外利用を行う情報項目は6項目でございまして、氏名、住所、生年月日、性別、在留資格、国籍でございます。

使用する記録媒体は紙とデータでございまして、目的外利用の期間は22年5月20日から23年3月31日まででございます。

続きまして、4ページ目をお開きいただきますと、こちらは報告事項でございます。

件名は、（仮称）新宿区自治基本条例区民アンケート調査業務の委託についてでございます。

担当は、企画政策課でございます。

委託先でございますけれども、入札により委託先業者を決定する予定とございますが、こちらの資料を提出した後、5月11日に入札が行われまして、株式会社サーベイリサーチセンターというところに決定しているところでございます。

委託に伴い、事業者処理させる項目でございますけれども、基準日現在で住民基本台帳に記載された区民、及び外国人登録原票の中で永住資格を有する外国人の中から、無作為抽出によりまして18歳以上の者の住所、氏名等2,500名分を扱うものでございます。

処理させる情報項目は宛名シールでございまして、調査票郵送用とお礼状兼調査協力依頼はがきの発送用の2組でございます。

委託の理由でございますけれども、アンケート調査の実施や分析のノウハウを持った委託業者に依頼することで、効率的かつ効果的な調査目的を達成するためでございます。

委託の内容は、無作為抽出により2,500名の対象者を選び、郵送によりアンケートを実施するといったところでございまして、調査票の検討や作成、印刷、それから宛名ラベルの貼付ですとか封入封かん、再依頼はがきの発送、調査結果の集計、報告書の作成等でございます。

委託の開始時期及び期限でございますけれども、5月12日から平成22年9月30日までとい

うことでございます。

委託に当たりましては、5ページでございます特記事項を付しているところでございます。

受託事業者に行わせる情報保護対策でございますけれども、取扱責任者及び取り扱う者をあらかじめ指定することと、提供された情報を施錠できる金庫で保管するといったところでございます。

以上でございます。

【会 長】はい、ありがとうございました。

新宿区の場合、大分進められているようですけれども、大体23区のほかに他区では幾つぐらの区でこういう事務をしているか教えていただけますか。

【企画政策課長】自治基本条例ですけれども、割と新しい取組でございます、まだこれからということが多いかと思えますけれども、新宿区は割と先駆けていまして、なおかつ他区、他都市では市民と行政という形が多いんですけれども、新宿区の場合はそのほかといいますか区民と区議会と区と、という形で三者で今検討を進めているといったところでございます。

【会 長】どうぞ、ご質問ございましたらよろしく願いいたします。はい、どうぞ。

【久保（合）委員】2ページの概要の一番最後の部分の抽出方法、ありますね。ここに書いてある対象者を18歳以上とした理由は何なんでしょうか。

【企画政策課長】選挙でいえば20歳以上というようなことがございますけれども、区民検討会議ですとか3者が共通の話をしていく検討連絡会議といったようなところの中で、18歳以上が適当ではないかというふうに話が出たといったように理解しているところでございます。

【会 長】はい、どうぞ。

【久保（合）委員】いじわるな質問になるんですけども、一緒にやっているんですけども、だけど、そこで18歳以上が適当ではないかということになった、その理由は何ですかということをお答えしてくれなければ質問の趣旨には対応できていない。

【企画政策課長】今回いろいろな取組で区民の方と一緒にやっていくという中で、区民検討会議、区民のももとの公募委員を選ぶ時も18歳以上、区民討議会についても18歳以上というようなことがございます。そのほかに区民意識調査についても18歳以上というようなところでさせていただいておりますので、そういうような流れの中で同じように18歳以上とするといったところがございます。

【会 長】はい。

【久保（合）委員】最後にしますけれども、一応、日本では成人というと20歳以上になっているわね。20歳以上の人はやっぱり個人情報の保護の対象にしかるべきというのが日本憲法下ではそうかも。18歳でもやはりそういう個人情報の保護者の資格があるというふうに判断しているということなんでしょう、今や、日本では。

個人情報の審議をやっているんですね。子どもや何かを相手にするのは最初からもう除外されるよね。当然なんだから、子どもの場合はね。しかし、その対象者を日本では成人と考えるのが普通だけれども、今や18歳もやはり個人情報の保護をしなきゃいけない人たちだよというふうに考えているんだということなんでしょう。

【会 長】はい。

【企画政策課長】今回、個人審議会にかけさせていただいておりますのは、18歳以上ということではなくて、外国人登録のデータを使用するに当たってはというようなところがございまして、そちらのほうでのこちらの諮問と報告事項ということでございます。

【会 長】はい。

【久保（合）委員】私の質問の仕方が悪いんで趣旨がよくわかってきていないようですから、このことで僕だけで時間を費やすのは悪いからやめます。

【会 長】ほかにございましたらどうぞ。はい、どうぞ。

【赤羽委員】このことに関して異論を唱えることもないんですけれども、例えば外国人登録の方が結局いわゆる定住ビザを持っていた方としても、例えば国籍を変えないで日本にいる定住者、ある意味で今の日本の法制度がそうは言ってもこういった外国人登録済み証明書を持っていて、それを自分たちの住んでいるところの区市町村に転居のたびに、それをやっぱり申請を出さなくちゃいけないという法律の下でやっているわけですよ。

だから、例えば日本人が私たち区民が、区民と同じような意識でこういったアンケートをするから、こういった情報を目的外使用するという感覚と、例えば外国人の方の立場に立って見たときに、ちょっとまたそのニュアンスが違うんじゃないかなということを、私もこういった案件が出てくるたびに実は思っていたんですね。

つまりどういうことかということ、いわゆる住民票の記載事項なんかもやっとならば外国籍の国際結婚の場合にやっとならば摘要欄に 普通、外国人の方というのは住民票なんか載っていないわけですよ。いわゆる例えば国際結婚なんかのときに摘要欄に例えば配偶者が外国籍ということで載ることもあるんですけれども、だから、私はそういった分では、定住ビザ

を持っている外国人の方たちの感覚的な部分でのこの目的外使用というのが、もちろんそれは新宿区の私たちがそういった審議会だから預かっていて、確かにそういったお役目をしているとはいえ、現実的には当事者に、例えばこういったことも一回ご意見を感覚的にどういうものなのかということ、本来だとお伺いを、もちろん権利の施行としてはできるかもしれませんが、当事者に聞くことというのは今まで過去にあったのかどうかということなんですよ。

つまり、日本国籍、新宿区民とは違う感覚でいるということを私たちが現実に認識した上で、もちろんそうした権利があるから、こういったところでこういう審議会にかけているというのはよくわかるんですけども、やはりちょっと違うんじゃないかなという部分も、私、いつもいつも思っているんです。

つまり、住民票の中になく外国籍の方たちですよ。そういう中で、当然のことながらたまたま法務局の手続の中で一環として自分たちが持っているこういった外国人の証明書、それを例えば住所が変わればその住所地のところの窓口で書きかえをするということの中で、だから、たまたま新宿区が持っていますけれども、でも、それは日本人感覚の持っているものとは全然違うわけで、そうしたものをたまたま新宿区が日本人と同じ感覚で、じゃ今回こういったことで大事なアンケートだから使う、もちろん、こちらの法令にのっとって法規にのっとってやるわけですけども、当事者の感覚という部分ではどうなのかなということ、私はこうやって外国人、特に長く住んでいらっしゃる方たちの永住ビザを持っている方たちの感覚を、やはりできれば何かのときには一回こういうことで、別にやっていることが決して法を踏み外しているという私は見解ではありませんけれども、その辺はやっぱり意識して使っていかなきゃいけないかなとは思っているんですけども。

これは別に意見ということなので。

【会 長】もし、ご意見ございましたらどうぞ。

【企画政策課長】それでは、今回はこうした自治基本条例ということがございますので、永住者と特別永住者ということに限らせて、そういう外国人の方にもご意見を賜りたいといった内容でのアンケートでございます。

一方で、今、委員がおっしゃったようなことはこれとは別の機会でさまざまなことの中で考えていかなければいけないことだと思いますので、今後、住民基本台帳が改正されるような予定も出ておりますけれども、その辺も踏まえて、今の新宿区は外国人が多いという特性の一つもございますので、さまざまなことを検討させていただきたいと思います。

【会 長】はい、どうぞ。

【赤羽委員】確かにそういった意味でのそういった体制も現実の流れとしてあります。だけど、やっぱり今回の無作為に抽出するという手法と、例えば自分たちの顔の見える方たち、定住者、定住外国人の方にアンケートをすることとは明らかに違いますよね。

だから、今回の場合は無作為抽出ということで一言意見を申し上げさせていただきました。

【会 長】それに関連して、私自身の経験をお話ししますと、川崎市で住民投票条例をつかったときの委員長をやっていたんですけども、その際に外国人の人たちにも住民投票の権利を与えるという、それはそれでいいんですけども、投票の場所でその人は日本人じゃなくて外国人とわかるわけでしょう。外国人の投票に来た人は外国人の看板が立っているところに来て、そして外国人として投票するわけですからね。ですから、投票場所を変えなければという意見が出まして、日本人と、それから外国人居住者との間の場所を異にしまして、顔を合わせなくても済むようなそういう仕組みをつくらなければとなっちゃった経過があります。今のお話と似たところがあるんですけども。

ですから、なかなか微妙なところがあって、どうしたらいいかわからなくて随分苦労したことがございました。

このアンケート調査の場合も、そのお話のように長くそこに住んでいる人と、それ以外の人との間の違いというのは、特に日本人との間の区別がわかっちゃうという意味ですか、そういうことになるんですか。

はい、どうぞ。

【久保（合）委員】担当課長は区民と議会と行政が審議している連絡協議会の担当課長として説明しているわけで、赤羽委員や会長がおっしゃっていることを答えることができる立場にはないと思います。勝手に言えませんから。だから、この意見を十分個人情報審議会でこういう意見が出たんだということを伝えるという程度しか僕はできないんだろうと思います。最初に僕がその突破口をつくっておいて悪いけれども、それは僕の質問はまた別の感覚ですからあれですけども、課長としては答えられない立場と思います。

【会 長】はい、ほかのご意見ございましたら、どうぞご自由に。井上委員。

【井上委員】本件と、それからちょっと事務局に質問なんですけれども、資料8もそうなんですけれども、外国人登録も話題になっていますけれども、審議会の立場というのは目的外利用なんですけれども、住民票、もしくは基本台帳の場合はこれ目的外利用にならないんでしょうか。それについては、法的な根拠を示してほしいんです。

【会 長】はい、どうぞ。

【区政情報課長】住民記録台帳につきましては、目的外利用ではなくて、いわゆるそれ自体がこういったことに利用するという、いわゆる区の行政に利用するというのが目的内という形になっているんです。それが目的として決められておりますので、今回の目的外利用の対象ではないという形です。それは住民基本台帳法の1条でなっております。

【会 長】ほかにございましたらどうぞ。どうぞ。

【副会長】今の問題は要するに外国人の方から、外国人登録名簿って言ったかな、そのことについて外国人の意見を聞く手続があるとか、何か使い方について何か不服か異議か、これは一般的な行政の問題かもしれないけれども、そういうことは行われているのでしょうか。それは新宿区だけじゃないんで質問が、私も法律家で知らないというのはちょっと恥ずかしいけれども、何かそこらはどうなっている。外国人の方はこういう強制的に、登録しないと日本におれないわけですよ。仕方なく登録すると。そうしたら、自分は使ってほしくないようなものに勝手にこういうところでぼんぼん使われて、何だか意にそぐわないというようなことが起こったときどういうふうになるのかなと。何か、赤羽委員のお話は何かそんなところにもあるのかなとちらっと思ったものですから聞いてみるんですけれども。

【赤羽委員】日本人の場合ですと、例えばいろんなものがアンケートで仕組まれた場合も、こういう形で想定できるわけですよ。自分の個人情報こういった手順を踏まれて使われているというのは。ただ、外国人の、例えば定住されている方にしても、そういったことというのはなかなか想像し得ない。自分の個人情報どういう形で、こういった審議会を経て私たちももちろんきちんと諮問していますけれども、だけでも、そういったことをなかなか外国人定住ビザを持っている方でさえもなかなかそうやって思念しにくいんじゃないかっていう。そこにやっぱりもう少し何か、例えば顔が見えている人のところにちゃんとだれかが説明をしに行って、こういった外国人のグループの方にアンケートを投げかけるというのだったらわかるんですけれども。個人情報をちゃんとちょうだいしますよという分では。

だけど、やっぱり無作為という、いろんな人が飛びつきますから。ということの懸念というか、やっぱりその辺がちゃんと定住ビザを持った外国人に対する扱いが、非常に日本の国内でデリケートで不安定な人たちに対する個人情報に関して、やっぱりもうちょっとこうその人たちの立場に立って想像力をめぐらせるようなことも必要なんじゃないかなということを、この無作為という意味では思ったりもして、特に、特別永住者なんていうの

を含むということになれば、なおさら配慮も必要なんじゃないかなっていうことを。

【井上委員】逆でして、個人情報保護的でいくと外国人の方のほうが保護されているんですよ。法手続上の面で。先ほど事務局に住民基本台帳ってありましたけれども、住民基本台帳になった瞬間に何でもかんでもこういうことができちゃうということがありますので、逆に外国人の方が保護されているということがメリットあるとかいろいろ意見もあると思います。という形で住民基本台帳に入っている人のほうが、個人情報保護的には保護されていないというふうに理解しておりますが。

【会 長】はい。

【副 会 長】要するにちょっとこのテーマそのものとは違うんですけども、だけど、やっぱりこれがもっと違う目的で、これは自治基本条例だからその人たちにも影響する、その条例が、何らか。自分たちも希望があればその条例の中へ外国人の扱いについて基本条例に入れてほしいという要望があったら、ぜひそういう意見は聞き取ったほうがいいと思うんですよね。

そういう意味で、この今回出てきている目的外利用、これは目的外利用だと思うし、私はそれでその人たちのためになるから可能性もあるからオーケーだと思うんですけども、これがもし、今、ちょっと赤羽委員なんか懸念されているような、その人たちが、えっ、こんなことにも使われるのというようなことだと、やはり問題だろうと思うんですよね。

そういう意味でここの審議会にかかってくるということは、手続的にはいいシステムになっていると思うんです。だから、私は今回の件は了承でいいんじゃないかと思うんですが、その人たちも自分たちが住んでいるところについて意見が言える条例、内容を全然知らないんですけども、多分、自治基本条例ですから自治のことについて外国人の意見というのも言える、ないしは外国人もその自治の中に入っているわけですから、何か発言の機会を与えてあげるというのは、私はいいいことだと思うんで、この件はいいだろうと思うんですが、確かに外国人登録の扱いについては気をつけられたほうがいいなという気はします。

以上。

【会 長】はい、ありがとうございました。

はい、どうぞ、ひやま委員。

【ひやま委員】今、赤羽委員、また、副会長がおっしゃられたことをお話の中で理解できるんですが、1点、その外国人のこれらアンケートが送られていく方々にとってメリットがあるんだと、今回のアンケートは。ということなんですが、アンケートの内容が今ここでわ

からないですよ。どういう内容を出すのか、本当にメリットがあるのかなのかというのが。

【会 長】あと1週間ですよ。

【ひやま委員】なので、その辺を逆に見せていただかないと、どうなのかなというのも一つあるんじゃないかと思っております。

【会 長】はい、どうぞ。はい。

【企画政策課長】アンケートでございますけれども、今現在、検討会のほうで作問中ございまして、基本的なことは、基本条例にどんなことを期待しますかとか、こういうような取組をしていることを知っていますかというようなことを含めて、区民の権利ですとか、議会の役割ですとかというようなところを広範に聞いていきたいといったような内容でございまして、きょう現在はちょっとお見せできないのはまことに申しわけないんですけれども、そういうようなことで自治基本条例を制定するに当たりまして、幅広い視点も踏まえてご意見をいただいて制定に役立たせていただきたいといった内容でございます。

【副会長】きょうのこの時点ではそのことなので、なるべく、アンケートですから強制にならないと思うんですけれども、そういう回答を強要しないような形で今回は実施されることをお勧めするというのかな、していただきたいなど。やっぱり、本当だったら集まらないかもしれないけれども区報で出したら、区報がどれだけその外国人の方に届いているかどうか知りませんが、そういうのも本当はこれはいいはずのような。意見をくださいという。

いわゆるパブリックコメントみたいに、何か条例案でもできていればパブリックコメントみたいに意見のある人はどうぞぐらいでもいいのかもしれないけれども、多分、もうちょっとそれでは意見が集まらないからこういうアンケート方式で少し積極的に呼びかけるといっておもしろいということだろうということには思うんですけれども、余り、今意見が出たように、やはり外国人の方の問題については気をつけたほうがいいと思うので、余りそのあたりの回答の強要にならないように注意していただきたい。こう思います。

【企画政策課長】ご心配いただきましてありがとうございます。これは、今回外国人も含めてというような形でございますので、日本人も同じアンケートがまいります。強制とか、あるいは誘導とかというのは決してないよということ、その検討会の中でも十分に踏まえさせていただいているところでございます。

アンケートのほかに、先ほど申しました区民討議会といったような仕組みですとかパブリ

ックコメントですとか地域懇談会などもやりまして、さまざまな方法を使って多くの方の意見を取り入れていこうといった中の一つが、今回の区民アンケートといったような位置づけでございます。

【会 長】ひやま委員がおっしゃったアンケート調査票を見せていただきたいというご要望ですけれども、それは見せられないという理由をもうちょっとはっきり申し上げてください。

【企画政策課長】アンケートの作問ですけれども、現在、作成してございますので、6月4日に発送を予定してございますので、次回の6月1日のこの審議会には提出できるものと思っていますところでございます。

【会 長】はい。原案をつくっている最中ですね。できてからということなんですけれども、よろしいですか、それで。

【副会長】きょう、承認は得たいんです……

【企画政策課長】次回の審議会で、資料としてアンケートの案文は出ささせていただければと思います。

【会 長】よろしいですか。赤羽委員。

【赤羽委員】承認しないと言っているわけではございませんから。すみません、申しわけないです。

【会 長】ほかにございますか。これは基本条例ですから、普通の条例よりも基本的なことになると思うんですけれども、何かそういう町の憲法とかと言われるような言い方もあるように、初めから少し重みがあるというようなことなんですけれども、重みを持つようなことを手続上何か考えておられるんですか。例えば住民投票を必要とするとかですね、いろいろあると思うんです。議会の議決を4分の3以上必要だとか。いろいろあると思うんですけれども。

【企画政策課長】自治基本条例についてのお尋ねでございますけれども、新宿区自治基本条例といったような名称からして、これはどこまで書き込めるかどうかわかりませんが、全体でいうと国の憲法のような、区の自治体の憲法のような位置づけの条例だというふうには理解しているところでございます。

【会 長】ですから、手続上は条例でしょう、手続によってつくられるわけでしょう。手続。

【企画政策課長】制定に対しての手続というのはほかの条例と同じかもしれませんが、その制定に至る過程で、先ほどから私もお話させていただいておりますけれども、区民の

方に入っただき、議員の方に入っただき、区も一緒に検討し、そのほかにさまざまな方法によって多くの方の意見を取り入れてつくっていかうという形で、過程については相当ほかの条例と違った作り方をしているというふうに認識しているところでございます。

【会 長】それと同じような手続だったら、余り憲法と言われるだけの重みがちょっと欠けるような気がするんですけどもね。これはきょうのメインテーマではありませんから、もうこれ以上は議論いたしませんけれども、いいものをつくっていただければと期待はしているんですけども。

はい、ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【会 長】はい、よろしいですか。じゃ、これは承認ということによろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会 長】はい。承認といたします。

はい。そうしますと、資料7にまいります。「新宿区スポーツ環境調査について」でございます。

それでは、ご説明、よろしく願いいたします。

【生涯学習コミュニティ課長】生涯学習コミュニティ課長、菅野でございます。よろしく願いいたします。

資料7の新宿区スポーツ環境調査について説明をさせていただきます。諮問事項1件、報告事項1件でございます。よろしく願いいたします。

2ページ目をごらんくださいませ。この事業の目的でございますが、新宿区民の方のスポーツまたはレクリエーション活動の実態を調査するとともに、区内のスポーツ関連施設の利用・運営状況の分析をいたしまして、今後のスポーツ環境整備における基礎資料といたしたいというところでございます。

事業内容につきましては、調査事項といたしましてスポーツに関する意識・ニーズ、また、スポーツ施設の状況調査等がございます。

調査内容といたしましては5点ございまして、区民意識調査、スポーツ団体調査、施設利用者ニーズ調査、区民ヒアリング調査、施設状況調査でございます。

本日お諮りするものが、 、 ございまして、区民意識調査につきましては住民基本台帳から無作為に5,000件、 につきましては施設を利用した新宿区体育協会や利用団体への調

査ということで、 、 ともに郵送によるものでございます。

3 ページ目をお願いいたします。諮問事項でございまして、屋外・屋内運動施設貸出システムの目的外利用ということでございまして、スポーツ団体の代表者の方が団体登録や貸出時にお申し込み申請書にお書きいただいたものに関しまして、その代表者の方のお名前と住所につきまして、申請時には生涯学習事業以外には使用しませんと書かせていただいておりますが、なお、慎重に個人情報を使わせていただきたいということで、今回目的外ということで出させていただきます。

保有課は生涯学習コミュニティ課、利用先も生涯学習コミュニティ課でございます。登録業務が、屋外・屋内運動施設貸出システム。今回の業務が、利用先が新宿区スポーツ環境調査でございます。登録業務の目的、保有元は施設の予約・貸出の管理でございますが、今回利用先の目的は実態調査のためでございます。個人情報の記録媒体につきましては、元、先ともに紙、その他（システムサーバー内）ということでございます。目的外利用を行う理由でございますが、施設利用者へ調査票を郵送するためございまして、目的外利用を行う情報項目は代表者の方のお名前、ご住所でございます。目的外利用を行う際に使用する記録媒体は、いわゆる宛名シールということで紙でございます。目的外利用の時期・期間につきましては、契約締結の日から23年3月31日までということでございます。

4 ページ目をお願いいたします。こちらは、その他の委託ということで、報告事項でございます。新宿区スポーツ環境調査等の業務に関する委託でございます。登録業務の名称は同じく新宿区スポーツ環境調査、委託先につきましては早稲田大学総合研究機構を考えてございます。委託に伴い事業者処理させる情報項目につきましては、先ほど2 ページ目（2）で申し上げました、アンケートを郵送させていただく場合の調査対象者の方のご住所とお名前でございます。処理させる情報項目の記録媒体につきましては、宛名シール、紙でございます。委託の理由でございますが、大量の封入封かん及びその後のアンケート集計その他印刷、報告書の取りまとめ等までをお願いするためでございます。委託の内容は、調査設計及び調査票の検討・作成、調査書類の印刷、調査票の郵送配布、各種調査の実施、調査票の回収、データ入力・集計・分析、報告書の印刷製本、調査結果の分析・考察、最終的には報告会の開催ということでございます。委託の開始時期及び期限につきましては、契約締結の翌日から23年3月31日まででございます。委託に当たりまして区が行う情報保護対策は、契約に当たりまして、5 ページにございます特記事項をつけさせていただきます。受託事業者に行わせる情報保護対策といたしましては、取扱責任者及

び取り扱う者をあらかじめ指名をさせていただくと。また、提供を受けた情報及び回収した調査票につきましては、施錠ができる金庫にきちんと保管をしていただくということでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

【会長】はい、ありがとうございました。

どうぞ、ご質問、ご意見ございましたら。はい、どうぞ。久保委員。

【久保（合）委員】委託先に提供する調査対象者の住所、氏名、これは5,500件というふうに考えていいんですか。それ以外はないと。

【生涯学習コミュニティ課長】委託は個人の5,000件でございまして、スポーツ団体調査のほうの500件につきましては、手前どものほうで情報政策課と委託ではなく直営でやりたいというふうに考えております。

【久保（合）委員】わかりました。

【会長】よろしいですか。ほかにございましたらどうぞ。はい、どうぞ。

【副会長】この委託先なんですけれども、大学の研究所ってどういうところが知らないんですけれども、学生を使って学生のパソコンに入っていくという、何かそういう危険というのはないんですか。すみません、大学のことで恐縮なんです。

【生涯学習コミュニティ課長】こちらは、手前どものほうで宛名シールという紙の状態にさせていただいて、紙媒体でお渡しいたしまして、封入封かんの際に宛名シールとして張っていただくだけでございますので、いわゆるデータそのものをお渡しするということではございません。

【副会長】要するにアンケートだと思っんですけれども、アンケート用紙にそういう名前が入るとかそういうものではないという理解でよろしいでしょうか。

【生涯学習コミュニティ課長】アンケート用紙そのものは無記名でお答えいただく予定でございます。

【会長】はい、ほかにございますか。

それでは、本件は承認ということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会長】はい、どうもありがとうございました。

次、資料8にまいります。「児童委員への育児相談用リストの提供について」でございます。

それでは、ご説明よろしくお願いいたします。

【地域福祉課長】福祉部地域福祉課、吉村でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、児童委員の育児相談用リストの提供について諮問事項2件、よろしくお願いいたします。

それでは、2ページ目をごらんください。事業名は児童委員への育児相談用リストの提供についてでございます。担当課は、福祉部地域福祉課。目的は、児童委員による母子等との関係づくりと児童虐待等を未然に防ぐためでございます。対象は、過去1年間、これは毎年5月1日から4月30日でございますが、その間に出生した児童とその世帯です。

事業の内容ですが、この事業は、昭和61年から児童委員が自主事業として、過去1年間に出生した第一子の児童を対象に子育てパンフレットを戸別配布をいたしまして、出生後間もない子どもを持つ家庭の状況を把握して、その後も孤立しがちな乳幼児の親の地域での身近な相談相手になるなど、継続的な子育て支援活動につながっております。

今年度から、さらにこの活動を強化するために、この子育てパンフレットの配布対象を第一子にかかわらず対象とする期間に出生した児童のいるすべての世帯に拡大することといたしました。その部分についてのご審議をお願いしたいということでございます。

また、外国籍の対象者には、外国語版のパンフレットを配布し、同様の支援を行っております。

配布物はこのような「すくすく新宿っこ」というものでございまして、中には相談場所等の情報が入っております。そして、最後のページに民生委員さんがご自分のお名前等を書いて、何かあったらご自分も相談に乗るといようなことで周知をするものでございます。

実施の予定は記載のとおりでございます。世帯数はこれまでの統計から、今のところ約1,800世帯というふうに考えております。

その他でございますが、提供するものは世帯番号、住所、肩書、対象児童の区分、仮名氏名、世帯員の氏名、対象児童の生年月日でございます。世帯番号は、区への問い合わせ等に活用します。その他の項目については、児童委員が訪問時の相談に対応するための基礎資料といたします。

それでは、3ページ目をごらんください。

【副会長】途中ですみません。児童委員っていうのが私には全くわかんないんですけども。

【地域福祉課長】申しわけございません。民生委員、児童委員という制度がございまして、この委員にも入っていただいております。

【副会長】 ああ、そうですか。

【地域福祉課長】 地域の福祉活動のために厚生労働大臣から委嘱されて、身分としては東京都の特別職の公務員という身分ではございますが、実際は、ほとんど活動費は微々たるものでボランティア活動として地域の高齢者、障害者、子育て家庭の相談等に乗っていただくほか、行政への橋渡しをしていただいております。

民生児童委員のほうは、民生児童委員法という法律に基づいた制度でございますが、児童福祉法の児童委員というのを同時にしていただくことになっておりまして、この仕事は児童にかかわりますので児童委員という言い方でさせていただいておりますので、ふだんの言葉でいけば……。よろしいでしょうか。

【副会長】 議題に戻っていただいて。

【地域福祉課長】 それでは、まず1点目、目的外利用をお願いします。保有課は戸籍住民課で、利用先は地域福祉課。保有元の登録業務の名称は外国人登録業務、利用先の登録業務の名称は育児相談用リストでございます。登録業務の目的でございますが、外国人の居住関係及び身分関係を明確にするために持っているものを、児童委員が行う育児相談用リストの外部提供に利用するものでございます。登録業務にかかわる個人情報の記録媒体は、保有元は登録原票及びホストデータで持っておりますが、これを紙の記録媒体で提供いただきます。

目的外利用を行う理由は、児童委員による子育て支援活動を国籍を問わずに実施するためでございます。目的外利用を行う情報は先ほど申し上げましたとおりでございます。目的外利用の時期・期間は、平成22年5月下旬以降継続して利用してまいります。

続きまして、2点目の諮問事項、4ページをごらんください。外部提供でございます。これにつきましては、保有課は福祉部地域福祉課。登録業務の名称は育児相談用リスト。登録業務の目的は、先ほども申し上げましたとおり、外部提供を行う相手方、理由、それから項目、媒体も先ほど諮問事項1で説明したとおりでございます。

外部提供に当たっての区としての情報保護対策ですが、提供するリストには担当児童委員の氏名を印字して作成するため保管等の責任が明確になります。また、個人情報の取扱いについては、定期的に研修を重ね、取扱いの徹底を図っております。また、提供したリストは、更新時には回収を義務づけております。

外部提供の相手方としての情報保護対策ですが、児童委員は民生委員法により守秘義務が課せられています。また、訪問時には最小限のリストを専用フォルダに入れることを日常

的に取り入れており、また、個人情報の取扱いについては日常的に自主研修も実施して対策を講じております。

外部提供の時期は、平成22年5月下旬以降継続でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

【会長】はい、ありがとうございました。

児童委員と児童相談員との違いって何ですか。児童委員と児童相談員と。

【地域福祉課長】児童相談員というのはどこに。

【会長】児童相談所というのがあるんでしょう。

【久保（合）委員】児童相談員って身分じゃないでしょう。仕事の名前でしょう。

【地域福祉課長】児童相談員という名称のものはありません。児童相談所はあります。

【会長】ええ、相談所、ありますね。これはもうかなり強い権限を持っていますね、いろいろね。そこで働いている人を児童相談員というんですか。児童相談所に働いている人。専門的な知識を持って働いて。

【地域福祉課長】それは児童福祉司さんという名称です。

【会長】ああ、児童福祉司。なるほどね。

はい、どうぞ。

【久保（合）委員】細かいことなんですけれども、この事業の対象はあくまでも保護者ではなくて児童ですよ。

それから、課長の説明の中で1,800世帯と言っていたんですけれども、これは過去1年間に出生した第一子の児童、つまり、対象者が1,800なのか、あくまでも外国人登録者なのか、そこがはっきりしていないだけども、これを教えてください。

【会長】はい、どうぞ。

【地域福祉課長】1点目は、児童とその世帯ということで、子ども自身の生命を守ること、それから、保護者の方の育児不安等にこたえることということで、児童とその世帯を対象としております。また、見込みはこの前の年の5月1日からこの4月30日までの1年間にお子さんが生まれたすべての世帯ということで、外国人家庭を含む数でございますが、これはあくまで見込みということで、実は最新の情報を電算のほうで回して昨日わかった数でございますが2,133世帯でございます。

【会長】はい、どうぞ。

【久保（合）委員】最後に、外国籍の対象者には外国語版のパンフレットを配布するというこ

とで非常にいいことなんですが、何カ国語を用意するつもりですか。

【会 長】はい、どうぞ。

【地域福祉課長】英語、韓国語、中国語のパンフレットです。

【久保（合）委員】この3つだけね。

【地域福祉課長】はい。

【久保（合）委員】いいことなただけけれども、この3つだけでは余りにも不親切なように思うんですけれども、必ずしも英語は何とか堪能だというか、堪能ではないにしても英語なら何とかなるといふ人たちがばかりではないですよ、新宿区は。相当、全世界の人が来ていて、一定数そうでない人たちもいる。そういうことについては、事業の内容に入って申しわけないけれども考えてはいないんですか。

【会 長】はい。

【地域福祉課長】外国人の情報提供では、この4月から区のほうで一応外国語の提供は基本的に英語と中国語と韓国語を標準にしましょうと。それ以外の方もいらっしゃるのも十分承知しておりますが、その部分については何らかの形でコミュニケーションをして、それがわかる、こちらの本庁にも通訳等おりますので、つなげるような支援、そこの後の何か支援ということで考えていくしか今のところは手段がないのかなというふうに。

【会 長】はい。

【久保（合）委員】細かいようですけれども、韓国語はいいんです。しかし、韓国語だけではなくて、北のほうの人たちも韓国語ということで対象にしているんですね。ということ。

【会 長】はい。

【地域福祉課長】今のところはこの3つしかございませんが、そのような課題も十分とらえながら、また民生児童委員の皆様ともご相談してまいりたいと思っております。

【会 長】よろしいですか。はい、どうぞ。山村委員。

【山村委員】今までの審議した内容の中で、アンケートで目的外に情報を利用するということには期限がついていまして、例えば1年間なりということではありますが、こちらのように22年5月以降継続的になりますと、一度ここでもう審議で承認した場合には、もう二度と承認する必要なく利用されるということですが、状況は変わることもあり、それでいいものなのでしょうかという質問です。多分、そんなに問題になることはない、この内容についてはそうだと思うんですが、そのほかのことについても、私、初めてこの審議会に参加するもので、それをちょっと疑問に思った次第なんです。

【会 長】はい、わかりました。どうぞ。

【区政情報課長】事務局です。今、山村委員のご指摘なんですけれども、先ほど、最初のものでそうだったんですけれども、例えば委託先の業者が変わるですとか、そういった場合にはまた新たに諮問や報告をしていただくという形になります。

業務内容に大きな変更があった場合には、また報告とかそういったものもあると思いますけれども、同じ内容で行われる限りについては、今回承認をしていただくとその後以降継続という形になります。

【山村委員】再度見直しする必要は、例えば状況が変わることもあるかなと思うんですけれども、長くても10年間とかそういった期限を設けずに、一度承認したらもうずっとそれでいいということによろしいんですか。

【会 長】はい、どうぞ。

【区政情報課長】事業内容に大きな変更がないという形であれば、当然継続ですが、大きな状況が変わるということであれば事業内容も変わってくると思いますので、そういった場合には適宜諮問なり、報告なりという形にはなると思います。

【山村委員】了解しました。

【会 長】よろしいですか。

【久保（合）委員】今の問題ですけれども、結局、過去1年間ということをまず言っているのね。それは、具体的には前年5月1日から翌年の4月30日までに生まれたお子さんが対象。その対象に対してやる施策というのは、少なくともその後の1年以内にやるということなんでしょう。3年も5年もかけてやるものではないんでしょう、これは。

【地域福祉課長】1年ごとに区切りまして、お配りする期間は2ページ目でございますように6月中旬から7月中旬の間に訪問をさせていただくということでございます。で、それがまた毎年毎年繰り返される。

【久保（合）委員】毎年毎年やるんだ。

【地域福祉課長】はい。

【会 長】はい、ほかにございますか。どうぞ、副会長。

【副 会 長】目的外利用を行う情報項目のところなんですけれども、外国人登録、私もしばらく登録原簿を見ていない、見たことが記憶が定かでは。普通ですと、国籍とか外国名とかそういうものが書いてあるんじゃないかと思って、これじっと見ていると何かちょっと日本的な項目ばかりなんですけれども、こういう外国人登録名簿というのはこんなものだった

かなというのが一つと、国籍は多分ここへ書くと、委員からだれか意見が出るかなと思うんですけども、そういう問題。それから、何か日本名の通称みたいなものがあるのかな、ないのかな。ちょっとよく覚えていないんですけども。そうすると、外国名と日本の通称とか。

それと、ちょっと6番の世帯員氏名っていうもの、これ必要なのかなという。これ、結局、家族全員の名前を出す。外国人登録原簿か、それにその世帯員があったのかなという気もするんですけども、これ、外国人登録というのは個人別の名簿じゃなかったかなと思うんですけども。

そのあたりをちょっと説明してください。

【会 長】はい。

【地域福祉課長】基本的には、新生児ということでお子さんと直接話せるわけではございませんので、保護者の方の氏名ということで保護世帯員氏名というふうに記載をさせていただいていますが、実際には今、打ち出されたリストを見ますと、上の段に大人の方の名前があって、下で子と書いてあってお子さんの名前が書いてあると。このような情報になりますので、おっしゃるように世帯員という言い方がちょっとこれ、保護者名……今までは第一子ということだったんですが、これからは第二子、第三子の場合にもこのパンフレットを配るということで、そのときにその家庭に何人お子さんがいるかということもつかんでおきたいということで、世帯員、氏名ということで全員の打ち出しをするというふうな考え方に立っているものでございます。

【区政情報課長】登録原票の項目につきましては、先ほど自治基本条例のアンケートでもありましたように在留資格ですとか国籍ですとか、そういった項目も当然あるわけですが、今回地域福祉課で使う項目がこの世帯番号以下の7項目という形になっているというものでございます。

【副 会 長】これこういう項目がありましたかね。こういうふうな分類になっていましたかね。ちょっとしばらく外国人登録原票を見ていなくて。この項目ありますか。もともと一個人別にできていたんじゃないかという記憶なんですよ。

【区政情報課長】確かに個人ごとです。外国人登録原票。ただ、世帯というもので実際載っているのもあるんです。

【会 長】はい、どうぞ、井上委員。

【井上委員】本件と次の議題なんですけれども、これたしか、今確認したんですけども、目

的外利用の場合に区民の福祉の向上を図るためというときは、目的外利用についてはここでアグリメントとらなくていいって、たしかルールを決めて、第11条第2項の(4)で区民の福祉の向上を図るため、法令等及びこれらの委任を受けた規則等の定めに基づき適正に業務を執行するときは、こういうことをしなくていいというんですけれども、ここはなぜかけたんでしょうか。

【会 長】はい、どうぞ。

【区政情報課長】今、井上委員のほうからお話がありましたのが、新宿区個人情報保護事務の手引きの中で、要するに区民の福祉の向上を図るためのときには、保有個人情報を利用することができるという総括規定があるということなんですけれども、今回外国人登録業務で目的外利用するということに当たりましては、その総括規定はありますけれども、より慎重に審議する必要があるだろうと、外国人登録原票というものは慎重に扱う必要があるだろうということで、今回かけているということになっているというものでございます。

【会 長】はい、ほかにございますか。はい、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会 長】それでは、これは承認ということでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会 長】では、どうもご苦労さまでした。どうもありがとうございました。

それでは、以上できょうの案件は全部終わったわけですね。終了しました。どうも大変ご協力いただきまして、時間の中で終わらすことができました。ありがとうございました。

あとは、これからのスケジュール……

【区政情報課長】ぜひ、きょう資料12の新宿区立児童館の指定管理者制度の導入については、きょうの審議会でご決定をいただきたいというふうに考えております。申しわけありませんがよろしくお願いします。

【会 長】まだあるんだ。大変どうも失礼しました。どうも申しわけございません。あと3つ、4つありますので、どうぞ皆さん、おつき合ください。

それでは、資料9にまいります。「障害者福祉サービスを適正に提供するための介護保険の給付情報の目的外利用について」でございます。ご説明をよろしく願いいたします。どうぞ。

【障害者福祉課長】障害者福祉課長の村上でございます。

資料9に基づきましてご説明申し上げます。障害者福祉サービスを適正に提供するための

介護保険の給付情報の目的外利用についてでございます。1枚おめくりをいただきまして、事業の概要でございますが、介護保険サービスと障害福祉サービスにつきましては、新宿区として、この2月に報道で皆様ご存じかとは思いますが、誤った運用を行ったということで区民の皆様、また障害者の皆様に大変ご迷惑をおかけしましたこと、大変申しわけないというふうに思っております。

それで、自立支援法に基づく第7条で、一般的に65歳以上との適用関係というのが前提となっておりましたが、当然上乗せサービスができるという通知を国からいただいておりますので、その制度に沿ってきちとやらせていただくということを、即日2月の段階で運用を改めまして随時進めてきているところでございます。

現在、実際に65歳以上の障害者手帳をお持ちの皆様で介護保険をお受けになっいらっしゃる方々にお手紙をお送りして、随時ご相談をいただいて、必要なサービスを上乗せさせていただいているところでございますが、この間、いろいろ取組を進めてくる中で、こちらの事業概要の内容でございますけれども、最終的に介護保険のサービス内容をきちと把握した上で上乗せできる範囲をきちと明確にし、上乗せをしていくという事務を行っているということでございますが、この中で、本人の聞き取りの中でいただいた情報で最終的に誤りがある部分というのが多々ございます。また、介護者の方からお話を伺って集約するという場合もございます。

現実的には、それをケアマネジャーさんと打合せをして突き合わせをする中で、最終的にはご本人の同意をいただいて介護保険の給付状況を介護保険課のほうでちょうだいをして、最終的な確認をするというような、今、運用を随時行ってきているところでございまして、非常にサービスの上乗せ決定までに時間を要するといったことでご不便をおかけしている点がございます。

この点をこの際改善をさせていただきたいということで、現在、ホスト端末のほうで情報がございまして介護保険の給付状況につきまして、障害者福祉課が持っておりますホスト端末のほうで開示ができるような形をお願いができればということで、今回目的外利用をお諮りするものでございます。

別紙のほうをごらんください。保有元はもちろん介護保険課ということで、私ども利用先が障害者福祉課。目的につきましては先ほどご説明させていただいたとおりでございますが、方法は現在障害者福祉課に置いてございますホスト端末で介護保険のホスト情報を見させていただくと、こういう方法で情報を目的外利用させていただければというふうに考

えてございます。

情報項目につきましては、大きく5つの区分で記載をさせていただいておりますが、基本的な情報のほか、認定履歴、月別の居宅サービス費照会、それから、居宅サービス費の照会、それから当月分の給付実績といったものを現在聞き取りにより行っておりますので、この部分を情報として目的外利用させていただきまして、迅速にサービス提供に結びつけたいというふうに考えてございます。

目的外利用の時期、先ほどご質問ございましたけれども、本審議会のご承認後、使用させていただくという形で、以降継続でお願いしたいというふうに考えてございます。

雑駁ではございますが、説明は以上でございます。

【会 長】はい、ありがとうございました。どうぞ、ご質問ございましたら、よろしく願います。では、久保委員からよろしいですか。

【久保（合）委員】新宿の福祉行政のミスというか間違いを是正するために早急にこうやったということは評価するんで、そういう事情があるのもよくわかるんですけども、今、これをやらなきゃいけないんでしょうか。理由は、現在の政府は、障害者自立支援法は障害者自立不支援法だとみなして早急に変えると言っているんです。それを変えるという目の前に、その法律に基づいて何かを新宿区独自でやるというのはどんなもんなんですか。

【障害者福祉課長】新宿区独自でやるというよりも、現行のサービスを提供する中で自立支援法のサービスも上乘せをし、より在宅で自立、生き生きと暮らしていただくための支援、それはご本人やご家族にとってサービスとして必要だというものがあれば、法律の規定にのっとりお入れすることができるというものについて、適切に現段階で入れていきたいというような思いがございますので、今後、3年以内に廃止というお話も聞いておりますし、現在、国では制度改革の推進会議が進められているということも情報として聞いておりますが、当面の間、喫緊に適切なサービスを入れさせていただきたいということでございます。

【久保（合）委員】了解。

【会 長】はい、ほかにございましたらどうぞ。どうぞ。

【区政情報課長】会長、すみません。先ほど井上委員からご質問のあった件なんですけれども、11条の第2項の第4号ですか、区民の福祉の向上を図るため、法令等及びこれらの委任を受けた規則等の定めに基づき適正に業務を執行するときという形については、目的外利用のこういった諮問が必要ないんじゃないかというお話だったんですけども、確かにそう

いった形で総括的には書いてあるんですけども、区としては今までもこういったものについては、より適正にそういった目的外利用を図るときには当審議会で議論をしていただいてからということで行っておりますので、そういった形での諮問をしていただいているという形になっております。

以上です。

【井上委員】どうもありがとうございました。この中で時間がかかっているところがあるので、実際にそのサービスを受けられる方が、こういう審議会のステップを踏まないといけないということ、多分、こういう（４）のこの項目を入れたと思いますので、それは行政にお任せすることなので適宜運用していただければと思います。

【会 長】はい、どうぞ。

【赤羽委員】今回の目的外利用の大もとになった、障害者本人等の認識と実際の利用状況が必ずしも一致しないというのは、具体的に言うとちょっと説明していただけますか。

【会 長】はい。

【障害者福祉課長】サービスが入っている内容についてご本人が認識されているものでも、例えば実際にご家族に聞いてみると私費で、要は介護保険の給付の範囲の中でやっているものと、ご自分の自前というか、自費でやっていらっしゃるサービスというのが混在して入っているケースが結構実はございます。また、一方で、介護保険の給付が余っていらっしゃるけれどもという方も中にはいらっしゃいますので、その辺はケアマネを通じて十分に調整をさせていただいて、その上で実態がわかった段階でサービスの再構築を今やってから、サービス支給決定という流れを実はつくって最も最適なものということで取組をさせていただいているんですけども、ある程度事前に明確な給付内容がわかっているならば、その時点でもうプランをある程度想定をして、要は、今大体ご相談から障害の区分認定のやり直しをしてサービスの上乗せまで1カ月半程度お時間がかかっている部分がありますけれども、3週間程度に詰められるのではないかなというような現場のほうの意向もございまして、その辺を今回の情報を利用させていただくことで適切なものをより迅速に入れていくということを担保したいということでございます。

【会 長】ほかにございますか。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会 長】それでは、これは承認ということによろしいですか。

{「はい」と呼ぶ者あり}

【会 長】では、ご苦労さまでした。

【障害者福祉課長】ありがとうございました。

【会 長】それでは、次に、資料10、「特定保健指導情報の厚生労働科学研究事業班への外部提供について」でございます。それでは、ご説明、よろしく願いいたします。

【健康推進課長】健康部健康推進課長の杉原でございます。

それでは、事業の概要からご説明します。事業名は、特定保健指導情報の厚生労働科学研究事業班への外部提供について、担当課は健康推進課でございます。

目的でございますが、新宿区の特定保健指導を実施するに当たって、今後、この指導全体を行動変容理論に基づく効率的かつ効果的な特定保健指導手法、そういう疫学的なエビデンスに基づくものとしていくために、厚生労働省の研究事業に協力するというものでございます。

対象者は、保健センターで特定保健指導を実施した者。

事業内容でございますが、特定保健指導のツール、こちらはITを用いたものでございまして、保健指導に当たって運動習慣、食習慣などをお尋ねしてお答えをいただき、画面展開に従って心疾患へのリスクや脳梗塞へのリスク等も参考にご提示しながら、生活習慣、行動習慣を変えていただくというツールでございます。

このツールを用いて指導を実施した場合と用いなかった場合に分けまして、指導側の業務効率及び対象となる区民の方の意識や身体状況の変化を比較するため、厚労省の研究事業を実施している研究班に情報を外部提供するものでございます。

事業の提供先はこちらの研究事業班で、主任研究者は梶尾さんという方でございます。

その下に書いておりますのは、厚労省の研究班が委託をするデータ解析を行う事業者でございまして、みずほ情報総研株式会社社会経済コンサルティング部の医療政策チームでございます。

情報を提供する対象人数は、現在のところ120人程度を考えております。

次の資料でございます。情報の保有課は、健康推進課と4カ所の保健センターでございます。登録業務の名称は、特定健診・特定保健指導。登録業務の目的でございますが、生活習慣病の発症や重症化を予防するものです。外部提供の相手方は、先ほど申し上げたとおりでございます。外部提供の理由も、先ほどの説明のとおりでございます。情報項目でございますが、今年度末の年齢と性別、保健指導結果と保健指導に先立つ特定健診の健診結

果及び問診結果でございます。媒体は、FDまたはMOを考えてございます。外部提供に当たっての情報保護対策ですが、こちらの研究事業班と協定を締結して目的外利用、適正管理等、及び委託先への監督の実施について定めるものでございます。情報保護対策としては、取扱責任者と取扱者をあらかじめ指定すること。提供された情報は施錠できる金庫に保管することでございます。外部提供期間は、本年6月1日から来年の5月31日までの1年間でございます。終了後は、情報は返却させる予定でございます。

以上でございます。

【会長】はい、ありがとうございました。どうぞ、ご質問ございましたらよろしくお願いたします。どうぞ、副会長。

【副会長】これは氏名も連絡しないんだから、ほとんど個人の特定ができないような情報じゃないかなと思うんですが、そういう理解でよろしいでしょうか。

【会長】はい、どうぞ。

【健康推進課長】私どもが保健センターで指導ツールを使う場合はどこそこのだれそれという、このツールに情報を入れて運用をしますが、それを外部提供するときはここに書いた項目だけです。氏名や住所は特定されませんが、年度末年齢やその他健診結果、問診結果がございますので、本日お諮り申し上げた次第でございます。

【会長】はい、どうぞ。

【山村委員】保健指導ツールを用いて特定保健指導を実施するのは、これからですか。それとも、もう指導、実施し終わったんですか。

【健康推進課長】本年の6月1日からスタートする特定健診で特定保健指導の必要がある方について対象としますので、これからでございます。

【会長】はい。

【山村委員】それでしたら、ここに審議をかけなくて、保健ツールを用いて保健指導を行うときに、その対象の方にこういった情報だけ提供してもよいですかという了承を得るという方法ではだめなんですか。

【会長】はい。

【健康推進課長】本件は、この研究事業に協力するために研究班と総括的な協議書の締結も予定してございますので、それを今月中に交わす予定もございまして、この時期にお諮り申し上げた次第でございます。

【会長】はい、どうぞ、井上委員。

【井上委員】多分、今、山村委員の言われたことというのは、こういう情報をとるときに最初にアグリメントをとっておけばいろいろ活用できるわけですし、先ほどもあったアンケートみたいに無作為に送るものじゃなくて、実際に利用した人とか該当した人に自分でわかっているものについてはアグリメントをとって、先ほど、例えばスポーツ施設の早稲田大学の人にお願ひするとかという話があったと思うんですけども、ああいうものも全部利用する際にアグリメントをとって、これはこういうことに使うことがありますというふうに区のほうでちゃんととっておけば、非常にそれは有効に使われるんじゃないかなと思うんですけども、普通の、例えば民間のスポーツセンターだったら確実にそういうのをやっていると思うんですよ。そういうことを参考にさせていただいて、区政に利用していただいたりと思うんですけども。

これは意見です。

【会 長】はい。

【区政情報課長】事務局です。区としては、なるべくそういう形はとらないということで、実はやっているという形があります。個人情報については、本来の目的以外には利用しないということで、ほかのものにも利用しますというふうに書いておけば確かにいいわけですけども、それによって本人の知らないうちにいろんな情報がいろんなところに回るという形になりますので、そういう形はとらないということで今現在の運用はしております。

【会 長】はい、山村委員。

【山村委員】アンケートなどをとるときに、あらかじめほかのことに、今はわかっていないけれども将来使うかもしれないから了承を得ておくというのはちょっと、その範囲が定められないこともあり、そうするべきではなく、都度都度こういった審議をかけるべきだとは思いますが、今回の場合は、もうあらかじめわかっているわけですし、名前が出ないにしても情報を出したくないという人がいるんだとすれば、やはりそれは出すべきではなくて、先ほどおっしゃいました、もう今の段階で情報が集まる前にこちらとの契約なり何かがあるとおっしゃいましたけれども、ということは、つまり、120名の情報が集まらないという危惧があるからというのであれば、やはりそれはそういう情報を出したくない人がいるという過程があるわけで、もし、皆さんそういった情報を出してもいいと考えているのであれば、十分な情報が集まるわけですから、こういった目的で利用したいんですけどもということでは、十分に集まらないにしても了承を得られた人に対してその人の情報だけを提供するという形で、あらかじめこちらのほうの研究班と話をしておく

という方法ではだめでしょうか。

【会 長】はい。

【健康推進課長】この特定保健指導は、保健センターにお越しいただいて面談でさまざま運動習慣ですとか食習慣をお尋ねしつつ、生活習慣の改善について助言などをさせていただいている事業でございますが、その際に、この新たなツールを運用してご協力をいただくには10分程度の余計な時間も必要でございますので、こちらにお答えいただけるかどうかは十分にご本人のご賛同をいただいて対応してまいります所存でございます。

なお、研究班への情報提供につきましては、特定の個人が指定される情報ではございませんので、この特定保健指導のそのたびにご確認をする手法は現在は考えてございません。

【会 長】はい。

【井上委員】今の説明でわかったんですけども、多分、山村委員の言いたいことというのは先ほども言ったんですけども、先ほど事務局から、目的外利用を認めると何でもかんでもと言っていたんですけども、目的外利用を認めるんじゃないかと、目的を広げてあらかじめデータをとっておくということをやっておけば、多分、今の、こういうことに使いますよということを最初の段階で言う。逆にこういうことにも使ってほしくないという人も多分、山村委員の言っているとおりいると思うんですよね。個人が特定されないにしろ、自分のデータを使ってほしくないという人もいますので、そういうことを考えるならば、目的外じゃなくて目的を広げて、最初に当該の方から情報を収集するときには了承を得ておくという形にしておくということが、多分、趣旨じゃないかと。私の言いたいことですし、山村委員も多分それを言いたいんじゃないかと思うんですけども。

【会 長】また、その件につきましては、検討しておいてくださいね。外という字は広げるということと余り変わらないような気がするんですけども。どうぞ。

【区政情報課長】事務局です。多分、今、所管のほうでこういう形でやるのは、疫学的エビデンスというのがある程度除外していくとか、そういう形になりますと、多分そういったデータの客観性とかというところの問題があるので、一定のものをとりたいという形で今回こういった形のものを当審議会に諮問して、承認を得て使いたいという形のものだと思います。学術研究のためという形のところです。

ですから、それがご本人の了解ということになってしまいますと、その疫学的エビデンスのところ、要するに私は嫌だよというので抜けてしまいますと、そこが厚生労働省との関係では問題が生じてしまうという形になってしまうということです。

【会 長】はい、どうぞ。

【副会長】私は山村委員の言っておられることには結構賛成のつもりなんです。ただ、井上委員のおっしゃっている、目的を広げりゃいいというのは私は反対なんで、今回の場合は山村委員のおっしゃっていることは、目的じゃなくて、最初からはっきりしているんだからそれを明確にすればいいんで、いろんなものに使いますよと書くような目的外利用で了解とるのはまずいと思うんですが、今回の場合はもうはっきりしているわけなんですよ。こういうふうに厚生労働省の研究班に提供するということまでわかっているわけで、問題は、その抵抗があるのはやっぱり個人情報、個人が特定される可能性があるかどうかだと思うんですよ。

最初、私、それ聞いたんですけども、これ個人が特定されるんでしょうかね。されないような形で、集めた情報を統計的に使うというのは、本来、自由だと思うんですよ。いろんな情報を。くだらないけれども、住民集めて男女のパーセントが何ぼだとか、こういう病気なら病気の糖尿病が区民の中に何%いますとか、そういう統計的なことは自由に使えるはずなんで、もともと。この今回のがそこらあたり個人情報と言えるような、要するに、個人が特定できるというのが個人情報ですよ。この今の書いておられるこの5項目が5項目で個人が特定できるんですかと。だから、本当言うと、本当は個人情報でなければ諮問かけないでもいいかなとかいうようなことを思いながら最初の質問だったんですけども、そこらはどうなんでしょうか。それが個人情報だというんだったら、やはり山村委員がおっしゃっているような何かの、これはわかっているわけですから、使うことが、もう。だから、使いますよと言ってご協力くださいと言って丁寧に説明して、それを120人分お集めになったほうがいいと思いますけれども。というのが私の。

【会 長】はい、どうぞ。

【健康推進課長】データを提供する際に個人が特定されることはございません。同じ年代や性別によってサンプリングをする、純粹に統計的な処理で疫学調査をかけるものでございます。

【会 長】この件につきましては……はい、どうぞ。

【森岡委員】これは提供する対象人数は120人と言っているんだけど、ツールを使って指導する人はもっと人数が多くて、その中から無差別にそちらとしては120人選ぶというんですか。それとも、最初からこのまま研究対象でこのツールを使うのは120人程度と決まっているんですか。

【会 長】はい。

【健康推進課長】新宿区の保健センターで特定保健指導を受ける方、初回面接をされる方がおむね140人ぐらいで、その後、継続的な指導を受ける方はなお減ってまいります。そこで、全体でおおむね120人程度と考え、そのうちツールを使う方を半分ほど、ツールを使わない方を半分ほどと考えてございます。

【会 長】はい、どうぞ。

【森岡委員】ということは、大体特定する人は全体でも120人程度になるだろうということですか。全員が一応対象になるということですね、調査の。

【健康推進課長】全員が対象になります。

【会 長】本件につきましては、一応ここで承認ということにさせていただきまして、何か事務局のほうで少し、ただいまのご質問についてなど……。

【区政情報課長】今回の、先ほどからの個人情報かどうかという話なんですけれども、今ちょっと事務局でも話をしたんですけれども、今回の出すものが健診結果、問診結果というのが生データという形なので、そうすると、現実のやりとりとかそういった話が出てきますので、それでその中でそういった個人が特定できる可能性もあるということで、今回出させていただいているというものです。

ですから、今回、かなりそういった個人のセンシティブな情報にかかわる部分だということで審議をさせていただいているものです。

【会 長】ということでございまして。はい、どうぞ。

【山村委員】話がまたそれてしまうかもしれないんですが、保健指導ツールを用いる場合と用いない場合で、用いる場合がいい結果をもたらすようなことをもしかして仮定しているのであれば、その保健ツールを用いる、用いないというのは、もしかしたら保健所のほうで無作為に振り分けるわけですね。その場合に、それについてもその区民の方々に情報提示はしますよね。する必要があると思うんですが、実験と言い過ぎですけれども、一応、その人たちにそういった調査に使われますよということをきちんと最初に情報として提供してほしいと思います。

【会 長】はい。また、今、非常に貴重な意見をいただきましたので、それを踏まえて少し検討してください。

このたびのこれは承認ということによろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会 長】ということで、今のところにつきましては、ちょっと事務局で検討していただきます。

山村委員、もうちょっとマイクを近づけてくれますか。せっかくの声が聞こえないので。

それでは、次の項目にまいりたいと思います。

【子どもサービス課長】それでは、子どもサービス課でございます。子ども手当にかかわる電子申請サービスの登録事項追加についてご報告申し上げます。どうぞ、よろしく願いいたします。

一応、事業の概要をご説明いたします。と申しますのは、これはことしの2月に一回諮問をかけさせていただいてご了承をいただいたものなんですけれども、4月1日に国のほうから子ども手当に関する法律施行令、規則等が出まして、新たに追加する必要のある項目が出てまいりましたので、そのことについて追加ご報告という意味合いがございます。

それでは、2ページ目をごらんいただきまして、事業の概要ですが改めてご説明させていただきます。

【会 長】資料11ですね。

【子どもサービス課長】はい。

目的が子ども手当の給付及びその準備のためということで、給付対象者が15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童。

申請受給者としては、子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくする父母。父母に監護されず、またはこれと生計を同じくしない子どもを監護し、かつ、その生計を維持する者。子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするその父または母であって、父母に看護されず、またはこれと生計を同じくしない子どもを監護し、かつ、その生計を維持するもの。

総数と総額ですけれども、この当時、給付対象者数は約2万5,000人を想定しておりました。今現在、実際の人数としてはここまではいかない、おおむね2万3,000人という数が出てきております。給付方法は、原則は口座振替でございます。

事業目的としましては、子どもを養育している者に子ども手当を支給することにより、次代の社会を担う子どもの成長及び発達に資することを目的とするということでございます。

事業内容としては、子ども手当は受給しようとする者の請求を必要とするということで、申請主義でございます。請求申請がないものについてはお出しできません。請求を受けた区長は、その受給資格及び支給金額について審査の上認定する。認定後、所定の期日に請

求者指定の金融機関に振り込む。支給金額については1万3,000円。ただし、これは平成22年度でございます。平成22年度子ども手当の支給に関する法律に基づく実施ということになります。

4ページ目をごらんいただきますと、A4の横になってございますが、附属資料1ということで申請手続別個人情報項目一覧ということです。この中の網かけ部分が、22年4月1日の国の法施行規則の項目で追加された個人情報の項目になります。

申し上げますと、子ども手当認定請求書及び額の改定申請に関しては、申請者の職業及び連絡先、それと配偶者の職業、それと配偶者の住所でございます。

2番目が、子ども手当申請内容の変更届、これにつきましてはございません。以前、平成22年2月2日の第8回目の審議会によってご承認をいただいているところでございます。

3番目の、子ども手当現況届、これについては網かけの部分、児童との続柄、申請者の職業及びその連絡先、配偶者の職業、それと配偶者氏名、この点が追加でご承認をいただきたい項目ということでございます。

なお、この項目に二重丸や丸がついておりますが、二重丸については入力必須項目ということなんですけれども、1番の上の欄の網かけのところの一番最後の配偶者の住所の後ろに二重丸がついてございませんが、大変お手数ですけれども配偶者の住所のところに必須項目として二重丸をおつけいただきたいというふうに思います。

それと、3番目の下にも同じように配偶者の氏名がございます。こちらも同様に二重丸をおつけいただきたいというふうに思います。お手数をおかけしました。大変恐縮でございます。

以上でご報告を終わります。

【会長】はい、ありがとうございました。

それでは、資料11につきまして、どうぞご質問、ご意見ございましたらよろしくお願いたします。よろしいですか。

では、承認ということでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【子どもサービス課長】ありがとうございます。

では、続きまして、資料の12です。件名が、新宿区立児童館の指定管理者制度の導入についてということでございます。

1枚おめくりいただきまして、2ページ目、事業の概要でございます。事業名は、新宿区

立児童館の指定管理者制度の導入。子どもサービス課が担当課でございます。目的は、弾力的で柔軟な施設管理を行い、住民サービスの向上を図ることでございます。対象者は18歳未満のお子様（乳幼児を含む）、それと、その保護者ということになります。事業内容としては小学生、中高生対応の事業、それと、子育て支援事業、それと、が地域との連携事業の事業がございます。

さらにおめくりいただいて3ページ目ですけれども、今回の個人情報保護審議会でご審議いただく個人情報の項目ですけれども、上から4番目のところです。指定管理者が取り扱う個人情報の項目ということで、児童館利用者の住所、氏名、生年月日、電話番号、それと、在籍する学校名、それと学年、それから保護者のお名前。それから、として自宅以外の連絡先、氏名、住所、続柄と電話番号ということでございます。

なお、この項目につきましても基本的には前回の審議会のときに、児童館に指定管理者制度を導入するに当たってはこの項目を個人情報として審議をいただいております。なぜ、今回追加ということになるかと申し上げますと、平成23年度から新たに富久町の児童館が指定管理になるということで、その指定管理を導入する児童館に新たに追加されると、館が1館追加されるということで、個人情報の項目については全く前回と同一項目でございます。

以上でご報告を終わります。

【会長】はい、ありがとうございました。

どうぞ、ご質問、ご意見。どうぞ、川村委員。

【川村委員】川村です。これは意見というか要望なんです、新宿区の指定管理者制度の導入ということで、その是非は別にしてもそれは意見ありますが、個人情報については、例えば新宿で指定管理を別の内容で受託しているような事業者さんで、他区で個人情報の漏えいがあったということで、都政新報などで報じられたこともありますけれども、事業の内容そのものがそれだけで図られるということでは当然ないですけれども、やはり個人情報が取扱いがずさんであるということでは非常に保護者の方にとっても、当該児童にとってもそうですけれども、やはり指定管理者制度というのは何なのという話にも当然なるわけなので、ぜひその点では、当然特記事項を守っていただければいけないわけですが、そうした点での注意喚起といいますか、あるいは新宿区の指定する側、区としての個人情報の管理についての指導ということについて、どのように今後されていくのか、あるいはこの間やっていることでも結構ですけれども、その点、お伺いしておきたいと思い

ます。

【会 長】はい、どうぞ。

【子どもサービス課長】まさしく委員ご指摘のとおり、こちらは区の職員が直接運営する場合でも指定管理の場合でも、お預かりしている個人情報については極めて重要な情報ということで、管理については特記事項にもありますように、または、こちらの事業の説明のところにもありますように、保護対策としてきちんと施錠ができるキャビネットに保管をし、取扱いをきちんとやっていくということは当然のことで、まず契約を結び、取り交わした段階で冒頭のところできちんとそのことは口を酸っぱくして申し上げているということと、それと、契約以後、新しく指定管理または学童クラブの場合には業務委託になるわけなんですけど、最初の数カ月につきましては毎週、週に場合によっては2回、3回という頻度で区の職員が巡回に行っております。これは、当初、契約の内容どおり事業が運営されているのか、その項目の中には当然個人情報の取扱いについてきちんとされているかも含めて管理・監督というんですか、確認をしに行っております。

そのたびごとに、何かあれば指導していくということですので、まず、個人情報についてはきちんと施錠されたところに管理され、取扱いもきちんとやっているという形で把握しております。

この間、他の自治体で漏えいがありました。それについて、その漏えいのおきも直ちに連絡をしてどうなっているかという確認を再度また、注意喚起という大きな機会でもありますので、きちんとやるようにということを指示し、巡回のおきにもまたさらにつけ加えてやるようにしてございます。

【会 長】はい、ほかにはございますか。

では、本件は了承でよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会 長】どうもご苦労さまでした。どうもありがとうございました。

では、少し1つ、2つ残りましたけれども、別に急ぎではないようですので次回にお諮りいたします。

ご意見がないようでしたら、これで本日の諮問事項と報告事項につきましてはの審議を終わりたいと思います。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会 長】久しぶりの会議だったもので、司会の上でいろいろとご迷惑をかけまして申しわ

けございませんでした。

では、これで終わらせていただきます。

次回のスケジュール。

【区政情報課長】区政情報課長です。

本日は、本当に大幅に審議時間を超過しまして申しわけありませんでした。どうもありがとうございました。

次回の審議会、6月1日火曜日の午後2時からを予定しております。場所については本日より同じこの場所第2委員会室でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、どうもありがとうございました。

【会 長】どうもありがとうございました。

午後4時30分閉会